

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成25年  
9月10日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
  - 自然公園法第九条第二項の規定による公園事業の決定 (自然保護課)……………三
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課)……………三
  - 道路の位置の指定 (建築指導課)……………三
- 公告
  - 土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)……………四
- 選管告示
  - 政治団体の名称等……………四
  - 政治団体の異動事項……………四
  - 資金管理団体の名称等……………五



### 山口県告示第三百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年九月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年九月十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区  
所 在 地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 断 続 時 間
四六一二	( $m^3/分$ ) 二〇	平成二五、一〇、二二	平成二五、一〇、一五	平成二五、一〇、一五	断 続 八 時 間
四七七八	( $m^3/回$ ) 四	平成二五、一一、一一	平成二六、一一、一五	平成二六、一一、一五	二 二 時 間
〃	( $m^3/時$ ) 〇・五	平成二五、一一、一一	平成二五、一一、一三	平成二六、一一、一六	〃

備考 「四六一二」及び「四七七八」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		汚染状態の値		汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )					
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	最大	最小				
七・四	七・四	九	一〇・九	二〇	一五・九	二五	二・五	一五	四八	〇・〇五	〇・八二八	一三三〇・八三五	九四〇・八

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )		
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	最大	最小	
廃水焼却設備	種 類	七	九	二、三、四、六、二、三、四、六	五	一〇	四・五	四三

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	種 類	構 造	能 力 (t/日)	焼 却 連 続 時 間	使用時間	概 率 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
廃水焼却設備	ステンレス製	一〇〇	焼 却 連 続 二 四 時 間	一 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	概 率 的 変 動 の 要 求	(既 設)		

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種 類	種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )					
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	最大	最小				
〃	〃	八	五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇・〇五	〇・〇五	〇・二五	〇・四
四七―八	〃	一〇	五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	検出せず	検出せず	二	二
四六―二	七	六	六	六	六	〇・五	〇・〇五	一	一

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 10	No. 8	No. 7	No. 6	No. 3	No. 2
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口
七・五	〃	八・三	〃	七・五	七・二
〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・三	〃	三・一	〃	三・五	六・二
二〇	〃	〃	四・五	一五	〃
一三	〃	〃	七	一八	二二
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
五・八	〃	〃	〇・六	〇・六九	一・一
二三	〃	〃	三	六	五
〇・二二	〃	〇・〇六	〃	〃	〃
二七七	〃	〃	〃	〇・二	〃
七〇八・六八五、三三三・四	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	一〇、〇〇〇	五〇、二九九・九
	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	一一、〇〇〇	五二、五四一

**山口県告示第三百六十二号**

自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第九条第一項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。  
事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県下関農林事務所及び長門市経済観光部観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月十日

山口県知事 山本 繁太郎

北長門海岸国定公園	公園名	千畳敷園地	事業名	位置	規 模
		長門市日置中（千畳敷）			公衆便所 三八平方メートル

**山口県告示第三百六十三号**

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成二十二年山口県告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月十日

山口県知事 山本 繁太郎

大島居守(5)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	名 字	地 番	標 柱 番 号
周南市	大 島	居 守	五の百四十一	一号
			五の八十八	二号
			五の八十八	三号
			五の八十七	四号
			五の八十七	五号
			五の八十六	六号
			五の八十六	七号
			五の二十一	八号
			五の二十一	九号
			五の二十一	十号
			五の七十九	十一号
			五の四十七	十二号

**山口県告示第三百六十四号**

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年九月十日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
美祿市大嶺町東分字下尾其上一九四五の四、一九五〇の三及び一九五〇の三地先	六・〇	六七・八	平成二五 八・二六



(三三三) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十五年九月十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事業の名称  
県営山無地区ため池等整備事業
- 二 工事完了の時期  
平成二十五年七月三十日
- 一 事業の名称  
事業の名称
- 二 工事完了の時期  
平成二十五年六月五日



山口県選挙管理委員会告示第百十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年九月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
岡山明後援会	岡山 明	岡山 洋子	山陽小野田市高千帆2丁目35番7号		平成25、8、20
杉本保喜後援会	白川 涉	杉本多恵子	丁目10番9号 高千帆1		〃 〃 9
田中敏雄後援会	山本 勉生	原 哲郎	阿武郡阿武町大字宇生賀270		〃 〃 5
中野祥太郎後援会	中野祥太郎	水津 浩	〃 〃 大字木与667		〃 〃 7
西崎孝一と県議を一新する光嶋市民の会(西崎孝一後援会)	西崎 孝一	西崎 謙治	光市室積西ノ庄6番ノ号		〃 〃 6
長谷川知司後援会	山本 洋吾	山本 成美	山陽小野田市大字小野田870		〃 〃 13
久富海サポーターズ	久富 海	久富 鐵夫	柳井市伊陸5258		〃 〃 15
平井保彦後援会	平井 保彦	平井 理加	〃 〃 余田3273の7		〃 〃 14
へや翔大後援会	部谷 翔大	部谷 深雪	山口市白石2丁目6番9号		〃 〃 27
山田なおかつ後援会	山藤 昭久	井上 恵子	山陽小野田市大字山野井2623の8		〃 〃 22

山口県選挙管理委員会告示第百十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が

あつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年九月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
かわい美和子後援会	事務所	光市和田町9番10号	周南市都町3丁目10	平成25、 8、 20

山口県選挙管理委員会告示第百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年九月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称		管理団体の代表者の氏名	備考 (届出年月日)
		名	称		
岡山 明	山陽小野田市議会議員	岡山明後援会		山陽小野田市高千帆2丁目33番7号	平成25、 8、 20

平成二十五年九月十日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事